

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和 6 年 3 月 21 日、君津市坂田 523 番地、旧坂田小学校内の駐車場で発生した車両損傷事故。 本市職員が公用車から下車する際に、運転席のドアを隣に駐車中の相手方所有の普通自動車の左側部に接触させ、損害を与えたもの。
和解の相手方	君津市常代 1 丁目 12 番 26 号 太勢建設株式会社 代表取締役 遠藤 智朗
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、211,614 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和 6 年 5 月 17 日

令和 6 年 5 月 31 日提出

君津市長 石井宏子